

＜高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ＞

○世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担（※）を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

○基準額は、世帯員の年齢構成や所得区分により異なります。また、初年度（平成20年4月～平成21年7月）については、特例的な取扱いがあります。

	国保＋介護保険 (世帯内の70歳～74歳)	国保＋介護保険 (70歳未満を含む世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
一般	※62万円 (75万円)	67万円 (89万円)
低所得Ⅱ	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
低所得Ⅰ	19万円 (25万円)	

◎平成20年4月から平成21年7月までは、通常より対象期間が4ヵ月長いので通常よりも高い限度額である（ ）内の額を適用します。ただし、平成20年8月以降に自己負担が集中している場合等については、通常の限度額を適用します。 ※平成22年7月までは56万円

【申請に必要なもの】

- 印鑑 ●口座のわかるもの
- 加入されていた医療保険の自己負担証明書
(対象期間中に他の医療保険(社会保険など)から阿蘇市国保に加入した世帯員がいる場合)
- 加入されていた介護保険の自己負担証明書
(対象期間中に他の介護保険から阿蘇市国保に加入した世帯員がいる場合)

該当すると思われる方には通知をお送りしますので、内容を確認していただき、申請をお願いします。

問い合わせ先

健康福祉課 国民健康保険係
☎22-3167

健康福祉課からのお知らせ

＜人工内耳を装着されている聴覚障がい者(児)の方にお知らせ＞

日常生活用具給付事業において「人工内耳機器に使用する電池の給付」が、新たに始まりました。

対象者：人工内耳を装着している聴覚障がい児者の方
内容：人工内耳機器に対応し得る電池（使い捨て・空気亜鉛・充電式等）の購入に対して給付します。

基準額：月額2,500円（うち一割は、本人負担になります。）

給付開始日：平成21年12月1日から適用されます。

・日常生活用具給付事業とは…
障がい児者の方の日常生活上の便宜を図るための様々な用具を給付する事業です。

・詳細や利用手続きに関する問い合わせ先
健康福祉課 総合福祉係
☎22-3167